柏市教育委員会会計年度任用職員の「勤務の心得」

１　市民全体の奉仕者としての職責を自覚し，誠実かつ能率

　的に職務を遂行すること。

２　職務上知り得た秘密，職務上の秘密を漏らすことはでき

　ません。退職後も同様となります。

３　出勤したときは，自ら出勤簿に押印し，所属長の確認を

　受けること。

４　遅刻したときは，その理由を直ちに所属長に報告すると

　ともに出勤の確認を受け，速やかに勤務につくこと。

５　勤務時間中は，所属長の許可なくみだりに所定の勤務場

　所を離れないこと。

６　早退するとき，または休暇を取るときは，事前に所属長

　の承認を受けること。

７　次の一つに該当したときは，退職することになります。

　(1) 採用期間が満了したとき。

　(2) 退職希望が承認されたとき（退職を希望するときは，

　　その理由を記載した退職願を事前に提出してください。）。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校配置用）